

# 汚泥再生処理センター一運転管理業務委託

## 仕様書

令和7年1月  
倉浜衛生施設組合

## 目 次

第1 総則	1
1 計画概要	1
(1) 業務目的	1
(2) 委託業務名	1
(3) 委託業務場所	1
(4) 業務内容	1
(5) 対象施設	1
(6) 業務期間	1
(7) 業務計画書	1
2 一般事項	2
(1) 基本方針	2
(2) 仕様書の遵守	3
(3) 関係法令等の遵守	3
(4) 生活環境影響調査報告書の内容遵守	4
(5) 官庁等の指導等の遵守	4
(6) 公害防止協定書の遵守	4
(7) 官庁等への申請	4
(8) 発注者及び官庁等への報告	4
(9) 発注者への報告・協力	4
(10) 周辺での業務等への協力	4
(11) 発注者の検査	4
(12) マニュアル及び計画書の作成	4
(13) 基本性能	4
(14) 発注者の行う分析等への協力	4
(15) 処理対象物・搬出物	4
(16) 汚泥再生処理センターの運転条件及び公害防止基準	5
(17) 用役条件	7
(18) 緊急事態への対応、災害発生時等の協力	7
(19) 備え付け書類、帳簿	8
(20) 提出書類	8
(21) 検査の実施	9
(22) 保険の加入	9
3 運転管理業務条件	9
(1) 運転管理業務	9
(2) 提出書類の変更	10
(3) 仕様書記載事項	10
(4) 契約金額の変更	10
(5) 業務終了時の引渡条件	10
(6) 発注者との協議	11
4 運転管理体制	11
(1) 全体組織計画	11
(2) 業務責任者等の職務	11

(3) 労働安全衛生・作業環境管理 .....	12
(4) 防火管理 .....	12
(5) 連絡体制 .....	12
(6) 施設警備・防犯体制 .....	13
(7) 見学者対応 .....	13
(8) 住民対応 .....	13
(9) 帳票類の管理 .....	13
(10) 地元貢献 .....	13
第2 特記事項 .....	14
1 運転管理業務 .....	14
(1) 業務の範囲 .....	14
(2) 業務の内容 .....	14
(3) 業務基準等 .....	15
2 その他 .....	19
(1) 発注者が支給する物品等 .....	19
(2) 受注者が負担する経費等 .....	20
(3) 施設等の使用 .....	20
(4) 物品等の貸与 .....	20
(5) 業務計画書の作成要領 .....	21
(6) 受注者による創意工夫 .....	22
(7) 受注者による施設の改良 .....	22
(8) 雑則 .....	22
別紙1 汚泥再生処理センター平面図	
別紙2 処理フロー	
別紙3 業務の対象となる主要機器の概要	
別紙4 業務分担表	
別紙5 費用分担表	
別紙6 水質分析業務	

## 第1 総則

「汚泥再生処理センター運転管理業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)は、倉浜衛生施設組合(以下「発注者」という。)が汚泥再生処理センター運転管理業務委託(以下「本業務」という。)を実施する事業者(以下「受注者」という。)に対して本業務を適正かつ円滑に行うため、これに関する一般仕様を示すものである。

### 1 計画概要

#### (1) 業務目的

本業務は、発注者が保有する本件施設に関し、基本性能を発揮させ、安全性、安定性を発揮しつつ、効率的に運転管理するものとする。

#### (2) 委託業務名

汚泥再生処理センター運転管理業務委託

#### (3) 委託業務場所

宜野湾市伊佐四丁目9番6号

#### (4) 業務内容

本業務における受注者の内容は、次のとおりとする。

##### 1. 運転操作監視業務

- ① 生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の受入れに関する業務
- ② 各設備機器の運転操作及び監視に関する業務

##### 2. 保守点検業務

- ① 各設備機器の保守点検に関する業務

##### 3. 水質分析業務

- ① 水質他分析に関する業務

##### 4. その他の業務

- ① 清掃・除草に関する業務

##### 5. その他の技術業務

- ① 薬品に関する業務

##### 6. 事務業務

- ① 各種報告書及びデータ等の集計に関する業務
- ② その他上記業務の関連事項

#### (5) 対象施設

汚泥再生処理センター

#### (6) 業務期間

運転準備期間 令和7年3月1日～令和7年3月31日

運転期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

(運転準備期間とは、本件施設の試運転、及び受注者の運転員等が本件施設の運転等についての教育・指導を受けて管理するのに要する期間である。運転準備期間に係る費用は、受注者負担とする。)

#### (7) 業務計画書

受注者は、業務の履行にあたり、第2特記事項1(1)(2)に定める業務について、業務計画書及び月間業務計画書を作成し発注者の承諾を得なければならない。発注者は、その内容が

不相当であると認めるときは、受注者に修正を求めることができる。

② 業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。詳細については、特記事項に定める。

- ア 業務概要に関すること
- イ 業務履行の基本方針に関すること
- ウ 履行体制に関すること
- エ 運転管理に関すること
- オ 保守点検に関すること
- カ 水質分析に関すること
- キ 環境整備に関すること
- ク 薬品管理に関すること
- ケ 各種報告書及びデータ等の管理に関すること
- コ 緊急時の対応に関すること
- サ 安全衛生管理に関すること

③ 月間業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- ア 浄化槽汚泥の搬送計画
- イ 各設備機器の運転管理計画
- ウ 各設備機器の保守点検計画
- エ 水質等分析計画

④ 受注者は、業務計画書及び月間業務計画書を従事者全員に周知しなければならない。

## 2 一般事項

### (1) 基本方針

本業務の運転管理に当たって、受注者は、本件施設が発注者の構成市町内の循環型社会形成の中核であることを十分自覚し、模範的な運営に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

#### ① し尿・浄化槽汚泥の適正処理

受注者は、発注者の構成市町より発生するし尿・浄化槽汚泥を常に滞ることなく適正に処理できるよう配慮すること。

- ・安全運転の確保
- ・安定運転の確保

#### ② 環境配慮

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減に十分配慮すること。

- ・公害防止関係法令等の遵守
- ・省エネルギー・省資源の推進
- ・リサイクルの積極的な推進

③ 地域住民に安心感を与える施設

受注者は、地域住民に安心感を与え、循環型社会の基盤を担う施設として、地域住民から期待される施設となるよう、常日頃から本件施設の安全性を確保すること。

- ・ 本件施設の安全性の確保
- ・ 適正な保全管理
- ・ 定期的な点検・補修の実施に積極的に協力すること。

④ 災害時の安全への配慮

受注者は、通常時において安全性を確保するだけでなく、本件施設での事故発生時における周辺地域への影響を抑制するよう努め、また災害時においても地域の防災拠点として迅速な対応が行えるよう安全に配慮すること。

- ・ 災害時の二次災害の防止
- ・ 災害ごみの適正処理への積極対応

⑤ 経済性への配慮

受注者は、本件施設の運転管理を行うに当たり、効率的かつ安定的な業務運営が行えるよう次の点に十分配慮すること。

- ・ 長期的視野に立った業務運営の確立
- ・ 運営組織の効率的な運用

⑥ 用役費の負担について

業務期間において、本件施設の運転管理に必要な燃料等（プロパンガス）、薬剤等は、発注者が調達・負担する。また、電気・水道等光熱水費についても発注者の負担とする。

ただし、運転で使用した用役が、運転当初の設計値を超えた際には、発注者と協議の結果、それが受注者の責における場合は、受注者が補充しなければならない。

(2) 仕様書の遵守

受注者は、仕様書に記載された要件について、業務期間中遵守すること。

(3) 関係法令等の遵守

受注者は業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。関係法令等の例を以下に示す。

関係法令等の例

法令名	法令名
廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針	電気事業法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	内線規程及び電気供給規定
循環型社会形成推進交付金要綱	日本電気工業会標準規格 (JEM)
汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領	日本電線工業会標準規格 (JCS)
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設性能指針	建築基準法
環境基本法	消防法
土壌汚染対策法	道路法
水質汚濁防止法	労働安全衛生法
騒音規制法	労働基準法
ダイオキシン類対策特別措置法	資源の有効な利用の促進に関する法律
下水道法	沖縄県環境基本条例
大気汚染防止法	沖縄県生活環境保全条例
振動規制法	宜野湾市例規
悪臭防止法	国、沖縄県の防災等に関する法律、条例、計画
県及び市公害防止条例規則	その他諸法令及び諸基準
日本工業規格 (JIS)	
電気規格調査会標準規格 (JEC)	

(4) 生活環境影響調査報告書の内容遵守

受注者は、業務期間中、「汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査報告書」の内容を遵守すること。また、発注者が事後調査を実施する場合、環境に影響が見られた場合は、発注者と協議の上対策を講じること。

(5) 官庁等の指導等の遵守

受注者は業務期間中、官庁等の指導等に従うこと。

(6) 公害防止協定書の遵守

受注者は、発注者が地域団体と締結した「公害防止協定書」を遵守し、環境に配慮すること。

(7) 官庁等への申請

受注者は、発注者が行う運転管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、発注者の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運転管理に係る申請等に関しては、受注者の責任と負担により行うこと。

(8) 発注者及び官庁等への報告

受注者は、本件施設の運転管理に関して、発注者及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については発注者の指示に基づき対応すること。

(9) 発注者への報告・協力

受注者は、本件施設の運転管理に関して、発注者が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

(10) 周辺での業務等への協力

受注者は、構内及び周辺で発注者及び関係団体が行う事業等に対し、発注者の要請に基づき協力すること。

(11) 発注者の検査

受注者は、発注者が受注者の運転や設備の点検等を含む運転管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

(12) マニュアル及び計画書の作成

受注者は、本業務遂行において作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書は、発注者との協議により作成すること。なお、発注者との協議を要しない軽微なものは、作成後速やかに発注者の承諾を得ること。

(13) 基本性能

本仕様書に示す基本性能とは、各種設備を統合化した施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、汚泥再生処理センターの設計及び引渡性能試験成績等を最終的に取りまとめた図書をいう。

(14) 発注者の行う分析等への協力

受注者は、発注者が行う放流水等の分析への協力を行うこと。

(15) 処理対象物・搬出物

ア 処理対象物

本業務における処理対象物及び搬出物は以下のとおりである。

処理対象物と搬出物

項目	内容
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥 生ごみ（学校給食センター調理残渣）
搬出物	沈砂、脱水汚泥

(16) 汚泥再生処理センターの運転条件及び公害防止基準

① 処理方式

水処理方式：固液分離方式

資源化方式：助燃剤化方式

② 処理能力

29KL/日（し尿：8KL/日・浄化槽汚泥：21KL/日）

生ごみ（学校給食センター調理残渣）：400kg/日（搬入日あたり）

③ 運転時間等

ア 汚泥再生処理センターの運転時間等は原則、下表のとおりとする。

項目	運転時間
施設運転管理時間（月曜日～土曜日、祝日）	8時00分～17時00分
し尿及び浄化槽汚泥の搬入時間（月曜日～土曜日、祝日）	8時30分～16時30分
し尿及び浄化槽汚泥の搬入時間（日曜日）	搬入しないものとする
し尿及び浄化槽汚泥の搬入時間 （年始：1月1日～1月3日）	搬入しないものとする
生ごみ（調理残渣）搬入時間（5回/週） 搬入日は原則として、学校給食センターの休日以外とする。	8時30分～16時30分
受入・貯留設備、固液分離設備、資源化設備	6日/週、
希釈・放流設備、脱臭設備、取排水設備	7日/週、24時間/日

イ 臨時の搬入がある場合は、前日までに発注者は受注者に連絡し、受注者は受入対応を行うものとする。

ウ 勤務時間外は自動運転とするが、自動通報装置からの警報、発注者発注分の作業立会等、相互協議のうえ必要と認めた場合は業務遂行に支障をきたさないよう随時対応するものとする。

④ 搬入基準

汚泥再生処理センターに搬入するし尿及び浄化槽汚泥、生ごみ（学校給食センター調理残渣）の搬入量及び性状の基準（設計値）は下表のとおりとする。

項目	単位	し尿	浄化槽汚泥	生ごみ(搬入日あたり 400kg/日)		
		8 kL/日	21 kL/日	平均	最小	最大
pH	—	7.6	7.2	4.6	3.8	5.3
BOD	mg/L	7,300	5,400	83,000	43,000	150,000
COD <sub>Cr</sub>	mg/L	—	—	147,000	39,000	300,000
COD <sub>Mn</sub>	mg/L	4,500	5,000	51,000	14,000	72,000
浮遊物質	mg/L	8,300	12,000	—	—	—
全窒素	mg/L	2,600	1,200	4,900	2,000	8,500
全リン	mg/L	310	190	500	210	1,000
塩素イオン	mg/L	2,100	640	—	—	—
含水率	%	—	—	78.7	67.4	86.3
VS/TS	%	—	—	82.4	43.0	97.0

⑤ 放流水質

ア 放流水の水量

放流量：通常 87 m<sup>3</sup>/日、最大 145 m<sup>3</sup>/日以下

イ 放流水の水質等

項目	放流水水質基準 (排出基準)
pH	5.0 以上 9.0 未満
BOD (日間平均)	600 mg/L 未満
浮遊物質 (日間平均)	600 mg/L 未満
N-ヘキシル抽出物質鉛油類含有量	5 mg/L 以下
同 動植物性油脂類含有量	30 mg/L 以下
よう素消費量 (日間平均)	220 mg/L 未満
窒素含有量 (日間平均)	240 mg/L 未満
リン含有量 (日間平均)	32 mg/L 未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満

⑥ 脱水汚泥含水率基準

項目	脱水汚泥
含水率	70 %以下

⑦ 騒音基準

敷地境界線における騒音基準は下表のとおりとする。

区分	時間帯	騒音基準
昼間	8:00～19:00	60 dB 以下
朝・夕	6:00～8:00, 19:00～21:00	55 dB 以下
夜間	21:00～6:00	50 dB 以下

⑧ 振動基準

敷地境界線における振動基準は下表のとおりとする。

区分	時間帯	振動基準
昼間	8:00～19:00	65 dB 以下
夜間	19:00～8:00	60 dB 以下

⑨ 悪臭基準

敷地境界線における悪臭基準は下表のとおりとする。

区分	臭気指数	備考
敷地境界線の地表	18 以下	臭気強度 3.0 相当
脱臭装置出口	18 以下	臭気強度 3.0 相当

(17) 用役条件

① 電気

受電電圧：6600V

二次側電圧：400V、200V、100V

② 用水

希积水：隣接する沖縄県の「みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）」

生活用水：上水

③ 燃料等

プロパンガス

④ 排水

敷地内より隣接する下水道管渠に放流する。

(18) 緊急事態への対応、災害発生時等の協力

① 受注者は、災害、機器の故障、停電その他緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本件施設に与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

② 受注者は、緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止、本件施設の復旧、発注者への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、発注者の承諾を受けるものとする。緊急時にはマニュアルに従って適切な対応を行うものとする。なお、受注者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。

③ 受注者は、台風・大雨等の警報発令時や、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察・消防・病院・発注者等への連絡体制を整備し、その内容を発注者に報告する。なお、防災組織又は連絡体制が変更された場合は、速やかにその内容を発注者に報告すること。

④ 受注者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、防災訓練の開催については、事前に発注者に連絡し、発注者の参加について協議するものとする。

⑤ 受注者は、本件施設において事故が発生した場合は、事故の発生状況及び事故時の運転記録等を直ちに発注者に報告するとともに、関係各所と相互に連携し、速やかに事故の原因究明を行い、再発防止のための対応策等を記載した事故報告書（写真添付）を作成し、発注者に提出すること。

⑥ 受注者は、震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物等が発生した場合等でかかる廃棄物等の処理を発注者が行う際には、その処理・処分に協力すること。

#### (19) 備え付け書類、帳簿

受注者は業務事項を明らかにするため次に掲げる書類、帳簿を現場に備え付け、常に整備しておかなければならない。

- ① 契約書に関するもの
  - ア 業務委託契約書の写し
  - イ 仕様書
  - ウ その他履行開始時に発注者に提出した書類の写し
  - エ 従事者の就業規則
  
- ② 業務の実施状況に関するもの
  - ア 業務計画書及び月間業務計画書
  - イ 業務完了報告書、月間業務完了報告書、年間業務報告書
  - ウ 設備機器の保守点検記録
  - エ 業務シフト表及び勤務実績表
  - オ 非常配備体制表
  - カ その他発注者へ提出した書類の写し

#### (20) 提出書類

受注者が提出すべき書類は次のとおりとする。

- ① 契約締結後速やかに、次の書類を発注者に提出すること。
  - ア 業務着手届
  - イ 業務責任者等選任届
  - ウ 業務従事者名簿
  - エ 資格取得者名簿
  - オ 非常招集体制表
  - カ 安全衛生管理組織図
  - キ その他、発注者が指示する書類

#### ② 毎日提出する書類

下記書類は、翌日（休日を除く）に提出すること。

- ア 異常報告書（異常発生時のみ）
- イ 整備報告書（整備実施時のみ）

#### ③ 毎週提出する書類

下記書類は、翌週までに遅滞なく提出すること。

- ア 点検業務日報（異常発生時は翌日まで）

④ 毎月提出する書類

- ア 月間業務計画書（当月分を前月末日まで）
- イ 業務シフト表（当月分を前月末日まで）

下記書類は、月間業務完了後に遅滞なく提出すること。

- ウ 月間業務完了届
- エ 月間業務完了報告書
- オ 管理月報
- カ 保守点検・整備月報
- キ 水質月報
- ク 沈砂及び脱水汚泥搬出・給食調理残渣搬入月報

⑤ 毎年提出する書類

下記書類は、年間業務完了後に遅滞なく提出すること。

- ア 年間業務完了届
- イ 年間業務完了報告書
- ウ 管理年報
- エ 保守点検年報
- オ 水質年報
- カ 沈砂及び脱水汚泥搬出・給食調理残渣搬入年報

⑥ 契約完了時に提出する書類

下記書類は、業務完了後に遅滞なく提出すること。

- ア 業務完了届
- イ 業務完了報告書

⑦ その他上記以外に発注者が必要と認めた書類

⑧ 提出した書類の内容等を変更する必要がある時は、遅滞なく変更届を提出すること。

(21) 検査の実施

受注者は、当月分の業務完了届及び報告書等を、翌月の指定された期日までに、提出しなければならない。

(22) 保険の加入

- ① 受注者は、業務履行上必要となる損害の補填のために、自らの費用で賠償責任保険(または類似の共済等を含む)に加入しなければならない。
- ② 保険の対人・対物の支払限度額は2億円/1事故以上とする。
- ③ 受注者は、前項の保険の加入証明書、証書の写し等を業務の開始時に発注者に提出しなければならない。

3 運転管理業務条件

(1) 運転管理業務

運転管理業務は、以下に基づいて行うこと。

- ① 仕様書
- ② 委託契約書(案)
- ③ 質問書
- ④ その他発注者の指示するもの

(2) 提出書類の変更

受注者より提出された技術提案書等において、業務期間中に仕様書等に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において仕様書等を充足するよう変更を行うこと。

(3) 仕様書記載事項

① 記載事項の補足等

仕様書で記載された事項は、本業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運転管理することを妨げるものではない。仕様書に記載されていない事項であっても、施設を運転管理するために当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させること。

(4) 契約金額の変更

① 上記 (2) 及び (3) の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

② 発注者又は受注者は、次に掲げる場合において契約金額の変更を相手方へ請求できるものとする。

ア 本業務の履行に関し、重大な影響を与える法令、基準等が変更されたとき。

イ 契約期間内において、著しく賃金または物価が変動したとき。

③ 発注者又は受注者は、前項の規定により契約金額の変更を相手方へ求める場合、変更を要する根拠等を記した書面により請求するものとする。

④ 前項の規定により発注者又は受注者が請求を受けた場合、変更額、支払時期については、双方協議して定めるものとする。

(5) 業務終了時の引渡条件

受注者は、本業務期間終了時において以下の条件を満たし、本件施設及び業務を発注者へ引き渡すこと。

① 発注者が仕様書等に記載の業務を実施するにあたり、継続して本件施設を使用することに支障のない状態であること。

② 発注者が仕様書等に記載の業務を実施するにあたり、発注者が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。

③ 建物等の主要構造部、内外の仕上げ及び設備機器等に大きな損傷がなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

④ 受注者は、本業務期間が終了した場合は、業務履行上において使用した施設及び貸与された物品等について、発注者の立会いのもと状態、数量等を確認し、速やかに原型に復して返還しなければならない。ただし、原型に復することが不可能な場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

⑤ 受注者は、発注者が実施する精密機能検査に協力すること。

⑥ 受注者は発注者の要請に基づき、本件施設の運転管理を継承する受注者（以下「後任受注者」という。）への適正な引継ぎを行うこと。このほか、本業務期間終了時の本件施設の引継ぎにおける詳細条件は、発注者と受注者の協議によるものとする。

(6) 発注者との協議

- ① 発注者と受注者は、適宜業務についての報告・協議・打合せを行うこととする。
- ② 受注者は、汚泥再生処理センターの効率的な運転等に関し、提案することができる。
- ③ 受注者は、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担による既存設備等の改善を発注者に提案することができる。
- ④ 受注者は、発注者の承諾を得て、提案に基づく改善を行った場合は、その詳細について報告しなければならない。

4 運転管理体制

(1) 全体組織計画

受注者は、本業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

①有資格者の配置については、協議により詳細を決定する。

受注者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）の資格を有する者で、し尿処理施設における運転管理業務の実務経験を3年以上有する技術者を選任しなければならない。

②前項により選任された業務責任者が、病気等その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに業務責任者を選任しなければならない。

③ 受注者は、業務履行に必要な有資格者を配置すること。必要な有資格者は次のとおりとする。

- ア 廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理センター）
- イ 第2種酸素欠乏作業主任技術者
- ウ 特定化学物質作業主任者
- エ 安全衛生推進者

④ 受注者は、有資格者の配置を確実にを行うと共に、従事者のレベルアップを図るため、計画的な有資格者の育成・確保に努めること。

⑤ 受注者は、前脱下水道放流方式の汚泥再生処理センターの運転管理等の経験者を確保すること

⑥ 通常運転時及び不具合時またはその恐れがあるとき、放流水質基準等を満足させるための助言及び対応ができる技術者を確保すること。

⑦ 業務内容に応じた必要人員を配置しなければならない。また、担当の従事者が退職や入院等のやむを得ない理由で業務に支障が生じる場合は、直ちに代替りの従事者を配置する等、業務が滞ることのないようにしなければならない。

⑧ その他本件施設の運転のために必要な資格は双方協議の上、決定する。

(2) 業務責任者等の職務

① 業務責任者は、施設に原則常駐とし、発注者の指示に従い連携し、現場を統括し、業務に関する指揮監督及び一切の業務を処理する。

② 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性を鑑み、契約約款、仕様書等により、本業務の目的、内容を十分理解し、施設機能を把握することで、本業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

③ 業務責任者は、関係法令等を遵守し、現場作業の安全・衛生の確保及び事故、火災等の防止に努めなければならない。

- ④ 業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。また、常に施設の運転管理状況を把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めるものとする。
- ⑤ 従事者はユーティリティ（薬品類）受入の立会を行うこと。

なお、本件施設の運転管理においては、受注者は下記の項目について留意し、自らの職員を直接管理指導すること。

- ・労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他管理。
- ・労働者の労働時間等に関する指示その他の管理。
- ・施設における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理。
- ・業務の処理に必要な資金を全て受注者自らの責任において調達し、かつ、支弁。
- ・業務の処理について、民法・商法その他の法律に規定された、事業主としての全ての責任。

### (3) 労働安全衛生・作業環境管理

受注者は、本業務にかかる労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- ① 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等を整備し、労働安全衛生の確保に努めること。
- ② 受注者は、整備した安全衛生管理体制について発注者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。
- ③ 受注者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- ④ 受注者は、日常点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、発注者と協議の上、改善を行うこと。
- ⑤ 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施すること。
- ⑥ 受注者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- ⑦ 受注者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練方法等について事前に発注者に連絡し、発注者の参加について協議すること。
- ⑧ 受注者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

### (4) 防火管理

- ① 受注者は、消防法等関係法令に基づき、本件施設の防火上必要な責任者、組織等を整備すること。
- ② 受注者は、整備した防火管理体制について発注者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。
- ③ 受注者は、日常点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、発注者と協議の上、本件施設の改善を行うこと。

### (5) 連絡体制

受注者は、平常時及び緊急時の発注者等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。

(6) 施設警備・防犯体制

- ① 受注者は、機器、備品等の盗難防止及び関係者以外の侵入防止のために必要な措置を講じること。
- ② 受注者は、整備した警備・防犯体制について発注者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。
- ③ 無人時は機械警備とするが、自動通報装置からの警報に随時対応し、発注者にも報告すること。

(7) 見学者対応

施設見学者の受付は発注者にて行い、受注者の行う業務の範囲には含まないが、受注者は発注者の要請により施設見学者の対応支援を行わなければならない。受注者の行う施設見学者の対応支援は、一般見学者、学童・生徒の施設見学に際して施設説明、案内、説明用資料の作成等とし、受注者の業務遂行に支障のない範囲に限り、受注者はこれを行うものとする（行政視察等については発注者が施設説明、案内を行う）。

(8) 住民対応

受注者は、常に適切な運転管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得るよう努めること。なお、住民等による意見等があった場合、発注者との協議の上、対応を図るものとし、受注者が対応した結果については発注者に報告すること。

(9) 帳票類の管理

受注者は、各組織の運転管理に必要な帳票類を整備し管理運用すること。

(10) 地元貢献

受注者は、本件施設の運転管理にあたって、構成市町内での雇用や物品調達に十分配慮すること。

## 第2 特記事項

### 1 運転管理業務

#### (1) 業務の範囲

第1-1-(4)に定める業務の範囲は次のとおりとする。

汚泥再生処理センターの平面図	(別紙1)
処理フロー	(別紙2)
業務の対象となる主要機器の概要	(別紙3)
業務分担表	(別紙4)
費用分担表	(別紙5)
水質分析業務	(別紙6)

#### (2) 業務の内容

本委託業務に定める業務については次のとおりとする。

##### ① 生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の受入れに関する業務

- ア 運転操作及び監視の実施
- イ 浄化槽汚泥の搬入計画の策定及び実施
- ウ 計量器の操作及びデータ管理

##### ② 各設備機器の運転操作及び監視に関する業務

- ア 運転操作及び監視の実施
- イ 運転管理計画の策定及び実施
- ウ 運転データの記録及び報告
- エ 異常時・緊急時（災害発生、機器故障等）の運転操作及び対応
- オ 中央監視室における監視の実施
- カ 適正な電力監視
- キ 発注者が行う修繕・工事等による機器等の停止作業、試運転立会い、再運転立上げ作業

##### ③ 各設備機器の保守点検に関する業務

- ア 保守点検計画、保守点検要領の策定及び実施
- イ 運転データの記録及び報告
- ウ 保守点検業務における記録及び報告
- エ 簡易な故障修理、修繕及び軽微な部品交換
- オ 設備機器の定期的な清掃、補修塗装

##### ④ 水質他分析に関する業務

- ア 別紙6に定める水質分析
- イ データ（週報、月報、年報等）の整理及び報告

⑤ 清掃・除草・散水に関する業務

- ア 建屋内及び建屋周辺の清掃作業
- イ 敷地内の除草・散水・草刈作業及び低木植栽の剪定作業
- ウ 報告書作成

⑥ 薬品に関する業務

- ア 薬品の在庫管理
- イ データ（年報）の整理及び報告

⑦ 各種報告書及びデータ等の集計に関する業務

- ア 日誌、日報、週報、月報、年報等の整理、運転記録の整理、文書等の作成と整理

⑧ その他上記業務の関連事項

- ア 事務室内の整理、整頓の簡易な作業

(3) 業務基準等

この基準は、本業務において、本委託業務に関する必要な基準等を定めるものであり、受注者は以下の定めに従い業務を履行すること。

① 生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の受入れに関する基準は、次のとおりとする。

ア 運転操作及び監視の実施

生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況は、通常はモニターにて監視を行うものとするが、異常時等は現場にて必要な処置を行うこと。

イ 搬入計画の策定及び実施

発注者が各搬入業者へ求めた翌月の搬入量予測を基に、搬入計画を策定し、日々の搬入量管理を行うこと。ただし、搬入計画は浄化槽汚泥のみについて策定すること。

また、実搬入量と計画搬入量が大きく乖離し処理に悪影響を及ぼす恐れがある場合には、速やかに発注者へ報告すること。

ウ 計量器の操作及びデータ管理

計量器で集計したし尿等種別（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・脱水汚泥等）のデータの管理を行うこと。

② 各設備機器の運転操作及び監視に関する基準は、次のとおりとする。

ア 運転操作及び監視

各設備機器の運転管理計画に基づき、運転操作及び監視を実施すること。

特に、脱水設備は主要な設備のため、供給汚泥の性状に応じた薬品注入率や回転数及び汚泥供給量等の調整を行い、最適な運転条件となるよう監視、操作を実施すること。

イ 運転データの記録及び報告

運転操作及び監視に伴う、日報、週報、月報、年報の作成を行うこと。

ウ 異常時・緊急時（災害発生、機器故障等）の運転操作及び対応

異常時・緊急時（災害発生、機器故障等）は速やかに発注者へ報告し、協議をしながら対応を行うこと。

エ 中央監視室における監視の実施

中央監視装置の各種データの傾向管理を確実にを行い、異常兆候の把握に努めること。

オ 適正な電力監視

中央監視装置にて電力監視を行い、適正に管理を行うこと。また、効率的な運転管理を行い、エネルギー削減に努めること。

カ 発注者が行う修繕・工事の協力

当該施設の修繕・工事等において、運転・停止の操作及び試運転の立会いについて協力を行うこと。

③ 各設備機器の保守点検に関する基準は、次のとおりとする。

ア 各種点検

(ア) 日常点検

運転状態にある機器・装置に対して、主として目視等によるか、または、機器・装置に設置している計器等により異常有無の確認を平日に1回以上実施すること。

(イ) 定期点検

停止、または運転した状態で機器・装置各部の異常の有無を点検し、清掃や手入れを行うこと。点検頻度は、各機器の取扱説明書を参考に受注者が自らの経験及び知識により決定すること。

(ウ) 臨時点検

日常監視において、設備の異常警報、その他（停電、地震、火災等の発生後）に対して臨時的に点検を行い、状況を確認すること。

(エ) 簡易な故障修理修繕及び軽微な部品交換

突発的に発生した故障に対して、特殊機器部品、特殊工具及び専門技術を必要としない場合に限り、発注者から支給される支給部品等で修理復旧を行うこと。

## イ 機械設備点検

点検する機器及びその内容は、下記の項目及び備え付けの取扱説明書及び点検リストを基に行うこと。なお、この基準は原則を示すものであり、機器の状態に応じ、受注者が自らの経験及び知識により、耐用を増すための点検を適宜実施すること。

### (ア) 安全管理

機械設備の安全にあたっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法その他関係法を遵守し、有資格が必要な業務は、有資格者を配置し、安全を確保すること。

### (イ) 給油、塗装補修等

機器への給油及び簡単な補修塗装を実施すること。給油に際しては、給油リストにより管理し、実施すること。

### (ウ) 簡易な消耗品の交換

Vベルト、ボルト、ナット、パッキン類等の簡易な消耗品交換及び在庫管理を実施すること。

### (エ) 点検計画機械設備の保守点検計画を策定し、実施すること。

## ウ 電気設備点検

電気設備機器の外観及び目視による点検を行い、低圧機器に関しては、絶縁抵抗値、電流値の測定を行うこと。この基準は原則を示すものであり、機器の状態に応じ、受注者が自らの経験及び知識により実施すること。

### (ア) 安全管理

電気設備の点検にあたっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法その他関係法を遵守し、作業者の安全に配慮すること。

### (イ) 活線作業の禁止

活線作業及び活線近接作業は禁止する。

### (ウ) 高圧盤内での作業禁止

高圧盤内での作業は禁止する。

### (エ) 簡易な消耗品の交換

ランプ、ヒューズ等の簡易な消耗品の交換及び在庫管理を実施すること。

## エ 計装設備

この基準は原則を示すものであり、機器の状態に応じ、適宜点検を実施すること。特殊な測定機器等を使用しない範囲で、計装設備全般にわたり点検し、安定的な処理を行えるよう計画的に実施すること。

### (ア) 安全管理

計装設備の点検にあたっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法その他関係法を遵守し、作業者の安全に配慮すること。

### (イ) 簡易な消耗品の交換

計装設備の簡易な消耗品の交換及び在庫管理を実施すること。

### (ウ) 注意事項

調節計・各種設定値の変更は、総括責任者の指示により行うこと。また、各種設定変更を行った場合は発注者に報告を行うこと。

### (エ) 点検計画

計装設備の保守点検計画を策定し、実施すること。

## オ 設備機器の定期的な清掃

施設内に設置してある設備機器に対して実施すること。また、清掃用具等の管理を行うこと。

## カ 設備機器の定期的な補修塗装

足場組を必要としない高さにおいて、設備機器の機能を維持する部分的な補修塗装を行うこと。

## ④ 水質分析に関する基準は、次のとおりとする。

### ア 水質分析項目・実施頻度

水質分析を行う項目と頻度は原則、(別紙6)に記載のとおりとすること。ただし、運転状況に応じ、発注者の承諾を得たうえで適宜見直しを行うこと。

### イ 水質分析試薬・水質分析器具の管理

水質分析試薬及び水質分析器具の在庫管理を行うこと。

### ウ データの整理及び報告

水質分析結果に伴う、月報、年報の作成を行うこと。

- ⑤ 清掃・除草・散水に関する基準は、次のとおりとする。
- ア 建屋内及び建屋周辺の清掃作業（発注者が別途に委託する清掃分は除く）  
建屋内及び建屋周辺の清掃作業の計画を定め実施すること。建屋内全体及びその周辺とする。作業上出るごみ等は常に処理し、清潔を保持すること。
  - イ 敷地内の草刈及び低木植栽の剪定作業  
敷地内における草刈及び低木植栽の剪定作業及び散水の計画を定め実施すること。  
(木々の小枝等については相談の上熱回収施設へ搬出を可能とする)
- ⑥ 薬品に関する基準は、次のとおりとする。
- ア 薬品の在庫管理  
薬品の整理・在庫管理を実施すること。
  - イ 受入時の立会いを行うこと。
  - ウ データ（年報）の整理及び報告  
薬品の使用量を月報、年報等に整理し、発注者に報告すること。
- ⑦ 各種報告書及びデータ等の集計に関する基準は、次のとおりとする。
- ア 各種報告書及びデータ管理運転日誌、日報、週報、月報、年報等の整理・管理を適正に行い、保管すること。
- 2 その他
- (1) 発注者が支給する物品等は、次のとおりとする
- ① 業務履行上必要な物品等のうち、発注者が支給するものは、次のとおりとする。
    - ア 電力・上水・下水
    - イ 燃料（機器類）
    - ウ 機器類の部品及び消耗品
    - エ 水質分析用の薬品及び消耗品
    - オ 潤滑油脂類
    - カ 補修用塗料
    - キ 衛生関連品（殺虫剤、消臭剤、除草剤等）
    - ク その他発注者が認めたもの
  - ② 受注者は「予備品・消耗品」を考慮し、物品等の調達計画を作成し、発注者に提出すること。
  - ③ 受注者は、電気・水道光熱水費について、前年度の設計値を超えた際には、発注者と協議の結果、それが受注者の責めにおける場合は、受注者が補充しなければならない。
  - ④ 受注者は、支給された物品等（上記①イ～キ）を適切に保管・管理するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。
  - ⑤ 受注者は、支給された物品等（上記①イ～キ）のリストを作成し、発注者に提出すること。

⑥ 発注者は、支給した物品等（上記①イ～キ）の使用状況について、必要に応じて、受注者に報告を求めることができる。

⑦ 使用した物品等（上記（１）②～⑦）は、発注者が適切に補充するものとする。

(2) 受注者が負担する経費等

業務履行上必要な物品等のうち、受注者が負担する経費等は、次のとおりとする。

- ① 受注者が自ら用意する車両及び同車両維持に係る費用
- ② 通信費（インターネット・電話料金）
- ③ 貸与する事務室等で受注者が使用する FAX、パソコン、プリンター、黒板類、複写機類
- ④ 貸与する事務室等で受注者が追加使用する事務用机、事務用椅子、書庫、ロッカー等
- ⑤ 点検整備等に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスト、検電器等）
- ⑥ 着装保護具（ヘルメット、防塵マスク、保護メガネ、保護衣等）
- ⑦ 携帯用ガス検知器（毒性ガス、硫化水素、酸素、可燃性ガス等）
- ⑧ 墜落防止装置（安全帯、セイフティブロック等）
- ⑨ 安全標識関係（安全標識、安全ロープ、ガードコーン、コーンバー等）
- ⑩ 救急用品
- ⑪ 自ら行う報告、記録等に必要な用紙類

(3) 施設等の使用

受注者の施設等の使用については、次のとおりとする。

① 受注者は、契約期間中、次に掲げる施設の使用に関しては、発注者の承諾を得て使用するものとし、節水、節電等に努め使用するものとする。なお、施設の使用にあたっては、常に善良なる管理を行い、受注者の管理上の不備・過失により施設の毀損等が生じた場合は、受注者の責任で速やかに原状に回復しなければならない。

- ア 事務室兼会議室
- イ 休憩室、書庫、給湯室
- ウ 更衣室、洗濯・脱衣室、シャワー
- エ 便所
- オ その他、受注者が必要とし発注者の承諾を得た施設

② 受注者は、業務履行上必要のない私物を持ち込まないこと。

③ 受注者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

(4) 物品等の貸与

受注者に貸与する物品等は、次のとおりとする。

① 発注者は、受注者に業務に必要な次に掲げる物品等を無償で貸与する。

- ア 汚泥再生処理センター建設工事に関する完成図書及び業務履行上必要な関係書類
- イ 水質分析業務に用いる器具、装置等
- ウ 除草及び剪定に用いる刈払機等
- エ その他、発注者が認めたもの

- ② 受注者は、貸与された物品等のリストを作成し、発注者に提出すること。
- ③ 発注者は、支給した物品等の使用状況について、必要に応じて受注者に報告を求めることができる。
- ④ 受注者は、発注者が調達した物品等を常に安全に保管し、在庫の管理を行い、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。なお寄与された物品等を破損、紛失した場合は、受注者の責任において補充し、もしくは原状復旧しなければならない。

(5) 業務計画書の作成要領

仕様書第1、1(7)に定める業務計画書の作成要領は次のとおりとする。

- ① 「業務概要に関すること」は、業務適用範囲、施設の概要、主要設備概要、業務分担表等について、記載すること
- ② 「業務履行の基本方針に関すること」については、本施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における基本姿勢が把握できるよう記載すること
- ③ 「履行体制に関すること」は、本業務を遂行する上で必要な体制について、業務責任者の下での従事者体制、及び自社としての業務支援体制等を把握できるよう記載すること。
- ④ 「運転管理に関すること」安全で安定的に搬入物を処理するための運転計画、監視項目、管理指標や各設備の安定的かつ効率的な運転方法等について、把握できるよう記載すること。特に、スクリュープレス脱水機（軸摺動式）の運転方法についての注意点及び技術支援体制を記載すること。
- ⑤ 「保守点検に関すること」は、施設設備の特徴を踏まえ、設備機器の機能を適正に発揮させるとともに、突発的な故障を防止し、かつ効率的な保守点検を行うための点検手法等について、把握できるよう記載すること。
- ⑥ 「水質分析に関すること」は、水質、汚泥等の分析について、分析項目、頻度、分析方法等について、把握できるよう記載すること。
- ⑦ 「環境整備に関すること」は、建屋内、場内の適正な環境整備を行うために必要な、実施範囲、内容、頻度等について、把握できるよう記載すること。
- ⑧ 「薬品管理に関すること」は、在庫管理、分析用薬品の管理について、把握できるよう記載すること。
- ⑨ 「各種報告書及びデータ等の管理に関すること」は、提出報告書一覧、提出期限及びデータ管理手法について、把握できるよう記載すること。
- ⑩ 「緊急時の対応に関すること」は、施設に事故が発生した場合又はその他緊急の場合の対応手順、緊急体制について、把握できるよう記載するものとする。また、自社としての緊急支援体制、訓練等を把握できるよう記載する。
- ⑪ 「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、把握できるよう記載すること。

(6) 受注者による創意工夫

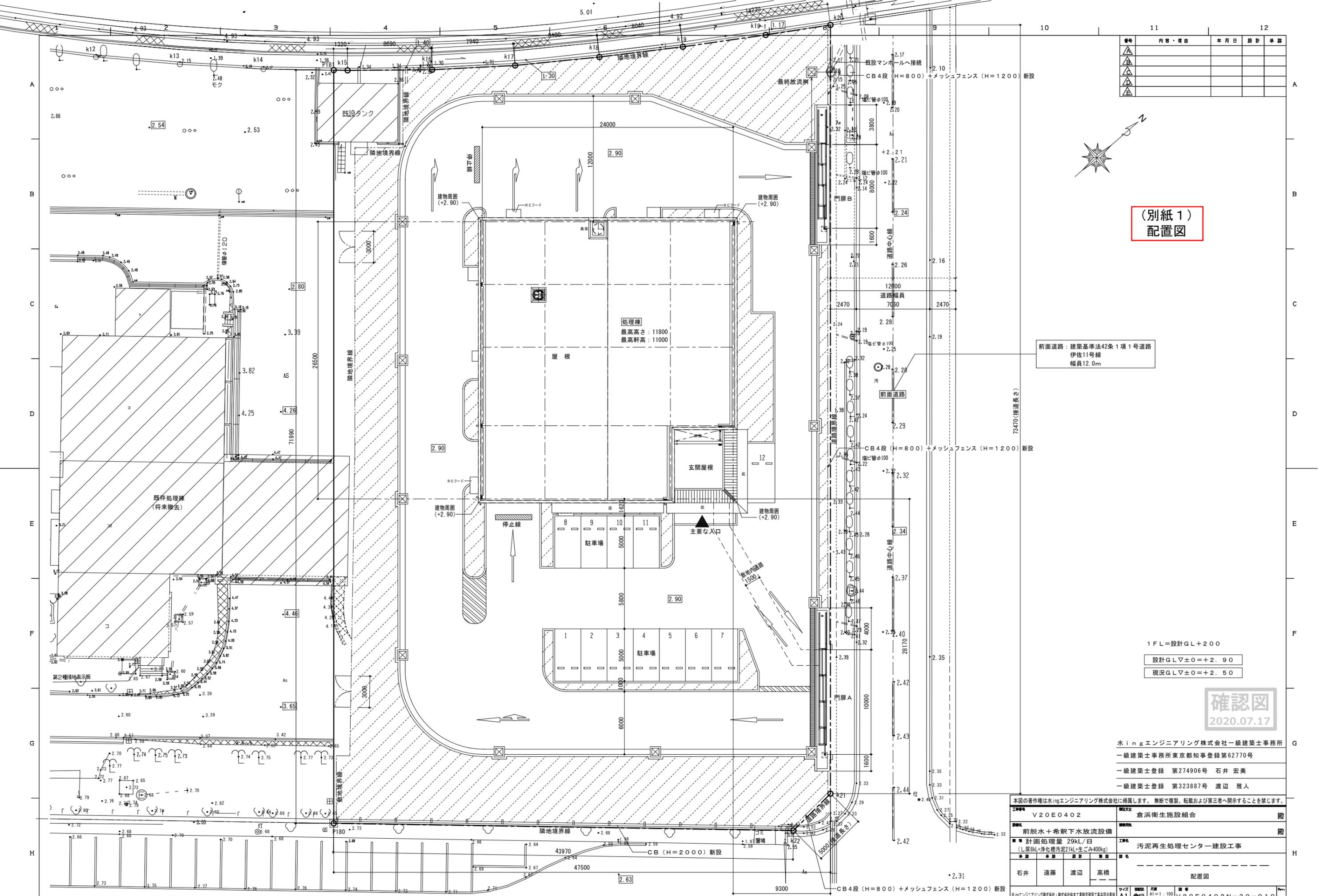
受注者は、本業務の履行にあたり、常に創意工夫に心掛け施設の効率化を目指すとともに、本業務の効率化管理・運営方策に関する提案することができる。なお、施設の改変等におよぶ場合には、発注者と協議し、承諾を得たうえで実施しなければならない。

(7) 受注者による施設の改良

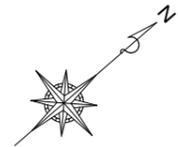
- ① 受注者は、本業務の効率的、効果的な履行を図るために、発注者の承認を受けて、自己の責任と費用により、設備の設置若しくは本施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。
- ② 発注者は、受注者の提案内容を検討し、承諾若しくは不承諾の旨を受注者へ通知することとし、承諾された場合は受注者が自らの責任と負担により、設備の設置若しくは変更又は改良工事を行うものとする。なお、受注者が設置した設備の所有権は、受注者に帰属するものとする。
- ③ 受注者は、提案に基づく工事等を行った場合、その概要について発注者へ報告すること。
- ④ 受注者は、契約が終了した際は、前項に基づき設置若しくは変更又は改良した施設を自己の責任と負担により、現状に復旧し、設置した設備を撤去しなければならない。但し、発注者及び受注者が協議して別途定めた場合はこの限りではない。

(8) 雑則

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、互いに誠意をもってこれを定めるものとする。



番号	内容・理由	年月日	設計	承認
△				
△				
△				
△				



(別紙1)  
配置図

前面道路：建築基準法42条1項1号道路  
伊佐11号線  
幅員12.0m

1FL=設計GL+200  
 設計GL▽±0=+2.90  
 現況GL▽±0=+2.50

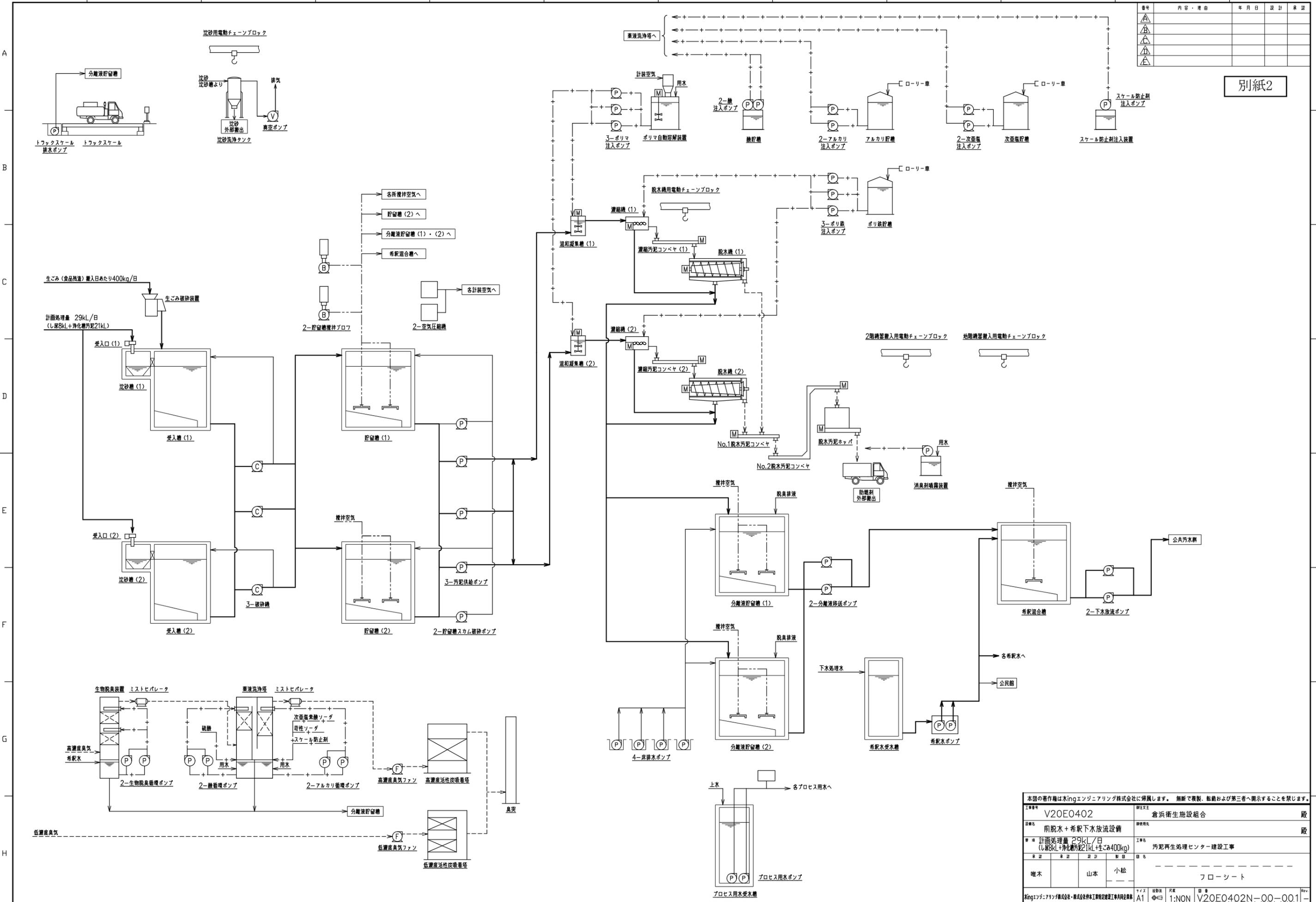
確認図  
2020.07.17

水ingエンジニアリング株式会社一級建築士事務所  
 一級建築士事務所東京都知事登録第62770号  
 一級建築士登録 第274906号 石井 宏美  
 一級建築士登録 第323887号 渡辺 雅人

本図の著作権は水ingエンジニアリング株式会社に帰属します。無断で複製、転載および第三者へ開示することを禁じます。	
工事番号 V20E0402	製図者 倉浜衛生施設組合 殿
用途 前脱水+希釈下水放流設備	製図場所 殿
計画処理量 29KL/日 (し尿8KL+浄化槽汚泥2KL+生ごみ400g)	工事名 汚泥再生処理センター建設工事
家名 石井 遠藤 渡辺 高橋	製図者 配置図
水ingエンジニアリング株式会社・株式会社神本工務定建設工事共同企業体	サイズ A1
縮尺 A1=1:100 A3=1:200	図番 V20E0402N-30-010-

番号	内容・理由	年月日	設計	承認
△				
△				
△				
△				

別紙2



本図の著作権はwingエンジニアリング株式会社に帰属します。無断で複製、転載および第三者へ開示することを禁じます。	
工事番号 <b>V20E0402</b>	設計者 倉兵衛生施設組合
設備名 前脱水+希釈下水放流設備	設備用途 廠
計画処理量 29kL/日 (し尿8kL+浄化槽汚泥21kL+生ごみ400kg)	工事名 汚泥再生処理センター建設工事
発注者 唯木	設計者 山本
監理者 小松	図名 フローシート
wingエンジニアリング株式会社・株式会社水工製建設工事株式会社	比例尺 1:NON
図番 A1	図号 V20E0402N-00-001

(別紙3) 業務の対象となる主要機器概要

設備名	No.	機器名称	機器仕様	台数			
				常用	予備	合計	
受入貯留 設備	1	トラックスケール	15 ton 10 kg	1	0	1	
	2	トラックスケール排水ポンプ	0.1 m <sup>3</sup> /分 × 8 mH	1	0	1	
	3	受入口	口径 150 mm	2	0	2	
	4	真空ポンプ	2.7 m <sup>3</sup> /分 × -700 mmAq	1	0	1	
	5	沈砂洗浄タンク	1.0 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	6	バキュームタンク	1.8 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	7	沈砂コンテナ	0.4 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	8	破碎機	0.11 m <sup>3</sup> /分 × 10 mH	1	1	2	
	9	貯留槽スクラム破碎ポンプ	0.5 m <sup>3</sup> /分 × 8 mH	1	1	2	
	10	貯留槽攪拌ブロウ	2.0 m <sup>3</sup> /分 × 53 kPa	1	1	2	
	11	貯留槽散気装置	225 L/分	4	0	4	
	12	生ごみ破碎機	500 L/時	1	0	1	
資源化 (固液分離) 設備	13	汚泥供給ポンプ	0.06 m <sup>3</sup> /分 × 15 mH	2	1	3	
	14	無機凝集剤注入ポンプ	300 mL/分 × 0.2 MPa	2	1	3	
	15	無機凝集剤貯槽	3.0 m <sup>3</sup>	0	0	0	
	16	高分子凝集剤注入ポンプ	1,000 L/時 × 1.0 MPa	2	1	3	
	17	高分子凝集剤溶解貯槽	1,200 L/時, 1,700 L	1	0	1	
	19	凝集反応槽, 凝集反応槽攪拌機	350 L	2	0	2	
	18	脱水機本体	3.95 m <sup>3</sup> /時, 44.4 kgDS/時	2	0	2	
	20	同 濃縮槽	3.95 m <sup>3</sup> /時	2	0	2	
	21	同 軸摺動油圧ユニット		2	0	2	
	22	同 洗浄装置		2	0	2	
	23	同 TC油圧ユニット		2	0	2	
	24	分離液移送ポンプ	0.09 m <sup>3</sup> /分 × 8 mH	1	1	2	
	25	分離液槽散気装置	225 L/分	4	0	4	
	26	No.1脱水汚泥移送装置	500 kgDS/時	2	0	2	
	27	No.2脱水汚泥移送装置	500 kgDS/時	2	0	2	
	28	脱水汚泥ホツバ	4.4 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	29	消臭剤噴霧装置		1	0	1	
	取排水設備	30	希釈水ポンプ	0.22 m <sup>3</sup> /分 × 10 mH	1	1	2
		31	下水放流ポンプ	0.30 m <sup>3</sup> /分 × 20 mH	1	1	2
		32	放流槽散気装置	200 L/分	1	0	1
		32	プロセス用水ポンプ	600 L/分 × 40 mH	2	0	2
		33	地下用床排水ポンプ	0.15 m <sup>3</sup> /分 × 8 mH	1	0	1
		33	1階用床排水ポンプ	0.15 m <sup>3</sup> /分 × 8 mH	2	0	2
	34	希釈水移送ポンプ		1	1	2	
脱臭設備	35	高濃度臭気ファン	25 m <sup>3</sup> /分 × 3.0 kPa	1	0	1	
	36	生物脱臭塔	25 m <sup>3</sup> /分	1	0	1	
	37	生物脱臭循環ポンプ	100 L/分 × 15 mH	1	1	2	
	38	薬液洗浄塔	25 m <sup>3</sup> /分	1	0	1	
	39	酸循環ポンプ	75 L/分 × 15 mH	1	1	2	
	40	アルカリ循環ポンプ	75 L/分 × 15 mH	1	1	2	
	41	酸注入ポンプ	18 mL/分 × 0.3 MPa	1	1	2	
	42	酸貯槽	100.0 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	43	次亜塩注入ポンプ	60 mL/分 × 0.3 MPa	1	1	2	
	44	次亜塩素酸貯槽	3.0 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	45	アルカリ注入ポンプ	60 mL/分 × 0.3 MPa	1	1	2	
	46	アルカリ貯槽	3.0 m <sup>3</sup>	1	0	1	
	47	高濃度活性炭吸着塔	25 m <sup>3</sup> /分	1	0	1	
	48	低濃度臭気ファン	180 m <sup>3</sup> /分 2.0 kPa	1	0	1	
	49	低濃度活性炭吸着塔	180 m <sup>3</sup> /分	1	0	1	
	50	スケール防止剤注入装置		1	0	1	
計装空気設備	51	空気圧縮機	240 L/分 × 0.9 MPa	1	1	2	
	52	除湿機	240 L/分	1	0	1	

※建設工事の機器に基づいており、工事における仕様変更の際は本表も変更となる可能性がある。

(別紙4) 業務分担表

項 目			発注者	受注者
業務名	細目	内容		
運転管理業務	搬入監視業務	搬入日の調整	○	○
	車両登録管理	新規搬入車両登録、変更・計量カード発行	○	○
	計量受付管理	計量器の操作管理		○
	中央監視業務			○
	受入貯留設備管理			○
	固液分設備管理			○
	希釈・放流設備管理			○
	脱臭設備管理			○
	取排水設備管理			○
	電気計装設備管理			○
保守点検業務	日常点検			○
	定期点検			○
	臨時点検			○
	定期自主検査			○
	年次点検			○
	簡易電気設備点検	目視点検、低圧機器絶縁他測定、簡易な消耗品交換		○
	電気設備点検	自家用電気工作物保安点検	○	
	簡易な修理・補修	特殊な機器、部品、工具を必要としない修理・補修		○
	簡易な塗装	部分的な塗装		○
水質分析業務	水質分析	(別紙6)に記載した項目(簡易分析)		○
事務業務	搬入データの管理	搬入量、搬入の銘柄、搬入業者の管理		○
	運転管理計画	運転管理計画の策定		○
	保守点検計画	保守点検計画の策定		○
	整備計画	整備計画の策定		○
	水質分析計画	水質分析計画の策定		○
	沈砂・汚泥・残渣運搬	運搬計画の策定補助	○	○
	運転データ管理記録	各種運転データ管理記録		○
	労務管理	受託者の運転作業者		○
	安全衛生管理	安全衛生会議、場内安全パトロール等		○
	教育・訓練・指導	運転技術教育、緊急対応訓練等	○	○
	報告書類作成	週報、月報、年報等		○
	在庫管理	薬品、機器消耗品、分析試薬等の在庫管理		○
運搬業務	搬入計画	搬入計画の策定	○	○
	給食残渣運搬	給食残渣運搬	○	
環境整備業務	脱水汚泥他運搬	沈砂および脱水汚泥運搬	○	
	事務室等の清掃	建屋内の日常清掃、トイレ清掃		○
	建屋内の清掃	建屋内全体とその周辺		○
その他管理業務	敷地内の清掃	除草、草刈作業及び低木植栽の剪定作業		○
	搬入業者の指導		○	
	見学者対応	見学者対応の補助	○	○
	住民対応		○	
設備点検等業務	災害対応		○	○
	施設警備		○	
設備点検等業務	定期整備	定期整備に伴う機器の操作及び立会い	○	○
水槽清掃業務	水槽清掃		○	

(別紙5) 費用分担表

業 務 名		項 目	発注者	受注者
細目	内 容			
物品・調達	光熱水	電力	○	
		上水、下水	○	
		通信		○
		燃料（運搬車両他）	○	
	運転管理用 薬品類	ポリテツ	○	
		ポリマー	○	
		消臭剤	○	
		硫酸（70%）	○	
		苛性ソーダ（25%）	○	
		次亜塩素酸ソーダ（有効塩素12%）	○	
		スケール防止剤	○	
		高濃度活性炭（脱臭用）	○	
		低濃度活性炭（脱臭用）	○	
	運転管理用 消耗品	機器消耗部品	○	
		電気計装設備消耗品	○	
		配管材料	○	
		補修用塗料	○	
		衛生関連品（殺虫剤、消臭剤、除草剤等）	○	
	水質分析試薬	(別表7)の水質分析に必要な試薬	○	
	油脂類	機器オイル、グリス等	○	
	修理部品	Vベルト、ヒューズ、ランプ、建築消耗品等	○	
	施設保守用品	汎用工具、汎用測定器		○
	安全管理用品	有害ガス測定器、救急用品、ヘルメット		○
	衛生管理用品 (受託者用)	石鹼、洗剤等		○
		トイレトペーパー等		○
		清掃用具		○
	事務用品 (受託者用)	事務用品		○
事務機器			○	
電話・通信機器及びそれらに関する通信費			○	
設備点検等	法定点検	外部水質他検査（関係法令に係る項目）	○	
		消防設備保守点検	○	
		自家用電気工作物保安点検	○	
		計量器点検（トラックスケール）	○	
	定期整備・更新	建築付帯設備	○	
		中央監視装置（データログ設備）	○	
		受入貯留設備	○	
		固液分設備	○	
		希釈・放流設備	○	
		脱臭設備	○	
		取排水設備	○	
		電気計装設備	○	
	分析設備	○		
	その他管理	運搬車両管理	運搬車両管理費	○
給食残渣運搬		給食残渣運搬	○	
脱水汚泥他運搬		沈砂及び脱水汚泥運搬	○	
沈査・し渣積み込み		沈査・し渣をトラックに積み込み作業		○
建屋内清掃		外注清掃委託費（床面ワックス掛け他）		○
水槽清掃		水槽清掃業務	○	
水質分析廃液処分		水質分析に伴う廃液処分費	○	

(別紙6) 水質分析業務

測定項目	検体種			
	貯留槽 出口	分離液	放流水	脱水汚泥
pH	1	3	3	-
BOD	1	3	3	-
浮遊物質	1	3	3	-
T-N	-	3	3	-
PO4-P	-	3	3	-
含水率	-	-	-	6

※ 簡易分析を基本とし、回数は通常の1週間あたりの測定回数とする。

※ 運転休止等がある週については勤務日数に応じて測定頻度は減らして良い。